

三重県内周遊促進支援補助金の変更申請について

三重県内周遊促進支援補助金について、軽微な変更については申請不要としていますが、内容が変わった場合の申請の要・不要については、以下のとおりとします。

<変更申請が必要なもの>

- 交付決定額の20%以上を変更する場合
- 新たに旅行を追加する場合
- 立ち寄り先施設を変更する場合（立ち寄り施設を減らすだけの場合は不要）

<例>

（当初の予定）

伊勢神宮 → 伊勢シーパラダイス

（変更後）

<変更申請要>

パターン①：立ち寄り先を追加

おやつタウン（追加） → 伊勢神宮 → 伊勢シーパラダイス

※追加しているため、申請が必要です。

パターン②：立ち寄り先を変更

伊勢神宮 → 志摩スペイン村

※当初以外の立ち寄り先が変わる場合は、申請が必要です。

<変更申請不要>

パターン③：立ち寄り先が減

伊勢神宮のみ

※立ち寄り先を減らしているため、申請不要です。

- 利用するバス事業者もしくは旅行を造成する旅行業者が変更となる場合
- 旅行催行日の日の変更が、期を跨ぐ変更の場合

<例> ① 12月20日の旅行 → 1月20日に変更 = 申請必要
(第2期) (第3期)

② 12月20日の旅行 → 12月30日に変更 = 申請不要
(第2期) (第2期)

これ以外の、スケジュールの時間変更、立ち寄り先の順番の変更のみの場合など、軽微な変更は申請不要です。

申請が不要なものについても、実績報告の際に、変更箇所・内容が分かるように明示し、提出してください。